

短期入所生活介護事業
介護予防短期入所生活介護事業
運営規程

特別養護老人ホームぼんてん荘

特別養護老人ホームぼんてん荘 運営規程

(指定居宅サービス・短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この事業者が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業は、介護状態又は要支援状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。
- (5) 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の運営にあたっては、自らその提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームぼんてん荘
- (2) 所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢130番16

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・兼務)
職務 管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに適切な事業の運営が行なわれるように統括する。
 - (2) 医師 1名 (非常勤)
職務 医師は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
 - (3) 生活相談員 1名以上 (常勤・兼務)
職務 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適格な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (4) 介護職員 30名以上 (常勤・非常勤 兼務)
職務 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する適切な技術に基づいた介護を行う。
 - (5) 看護職員 3名以上 看護師 (常勤・非常勤 兼務)
職務 看護師は医師の指示により、利用者の健康管理を中心とした看護を行う。
 - (6) 栄養士 1名以上 (常勤・兼務)
職務 栄養士は、利用者の栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
 - (7) 機能訓練指導員 1名以上 (常勤・兼務)
職務 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 2 従業員の員数は、国の配置基準を下回らないものとする。
- 3 前項のほかに必要に応じ、その他準職員を置くこととする。

(利用定員等)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は15人とし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5の規程に基づいた併設の特別養護老人ホームの入所者に利用されていない居室についても、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の需要と随時照らし合わせ、適宜受け入れすることとする。

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供方法及び内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事の提供

- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には、介護報酬告知上の額とする。

・その他の費用

- (1) 食費
一日 1,445円(朝食 395円 昼食「おやつ含」 570円 夕食 480円)
- (2) 居住費
従来型個室 一日 1,231円
多床室 一日 915円
- (3) 送迎に要する費用 片道 184円
- (4) 理美容代 一回 2,000円
- (5) 電気代 月額 300円
- (6) 負担額

利用者負担段階区分	負担額		
	居住費		食費
第1段階	従来型個室	日額 380円	日額 300円
	多床室	日額 0円	
第2段階	従来型個室	日額 480円	日額 600円
	多床室	日額 430円	
第3段階①	従来型個室	日額 880円	日額 1,000円
	多床室	日額 430円	
第3段階②	従来型個室	日額 880円	日額 1,300円
	多床室	日額 430円	
第4段階	従来型個室	日額 1,231円	日額 1,445円
	多床室	日額 915円	

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において、提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められるもの。

- 2 次の通常の実施地域以外の指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護として提供するサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり 37円とすること。

(通常の実施区域)

第8条 通常の実施区域は六ヶ所村の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービス利用にあたっての主な留意事項の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づくケア内容の励行

利用者は、指定短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づくケア内容を励行し、利用時間内においては、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- (2) 身上変更の届出

利用者は身上に関する重要な事項に変更があったときは、速やかにその旨を事業管理者に届け出るものとする。

- (3) 園内禁止事項

利用者は園内で次の行為を禁ずる。

喧嘩・口論・泥酔等により他の利用者に迷惑をかけること。

指定された場所以外での喫煙など火気を用いること。

施設の秩序、風紀を著く乱し、又は安全衛生を害すること。

- (4) 損害賠償

利用者は故意又は過失により施設の設備又は備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した場合は、その損害を賠償し又は現状に復してもらふこととする。

損害賠償の額は、利用者及び家族の事情を考慮して減免することができる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要に応じて、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時における利用者の生命及び身体の安全、並びに被害の軽減を図るため事業管理者は、その予想される事態に備え、随時利用者及び職員の防災訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所は職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等)

- 第15条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。
- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。なお、当該記録は2年間保存する。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 担当者(責任者)の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(秘密保持等)

- 第17条 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、関係機関・医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又は代理人の同意を得ることとする。

(苦情対応)

- 第18条 事業所は、その提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業所は、提供した指定サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 5 事業所は、提供した指定サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保

険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(掲示)

第19条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者の指定サービスの選択に資すると認めらえる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、原則として重要事項をホームページ等に掲載する。

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 施設職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

- 2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人松緑福祉会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は令和 6年 8月 1日から施行する。